

【表紙】

| | |
|-----------------------|--|
| 【提出書類】 | 訂正発行登録書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 2025年11月19日 |
| 【会社名】 | ダイビル株式会社 |
| 【英訳名】 | DAIBIRU CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長執行役員 丸山卓 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市北区中之島三丁目6番32号 |
| 【電話番号】 | 06(6441)1933番(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理部長 鳥見淳 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市北区中之島三丁目6番32号 |
| 【電話番号】 | 06(6441)1933番(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務経理部長 鳥見淳 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行登録書の提出日】 | 2025年1月10日 |
| 【発行登録書の効力発生日】 | 2025年1月26日 |
| 【発行登録書の有効期限】 | 2027年1月25日 |
| 【発行登録番号】 | 7 - 近畿1 |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 50,000百万円 |
| 【発行可能額】 | 50,000百万円 (50,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算 出しています。 |
| 【効力停止期間】 | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間 は、2025年11月19日(提出日)であります。 |
| 【提出理由】 | 臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容 等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定によ る)を、2025年11月19日に近畿財務局長へ提出しました。こ の臨時報告書の提出により、当該書類を2025年1月10日に提 出した発行登録書の参照書類とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | ダイビル株式会社東京営業部 (東京都千代田区内幸町一丁目2番2号) |

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。